

広島県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市高坂町許山二番五地先から 三原市高坂町許山三番五地先まで		新	八・一〇 一〇・四〇	五六・二〇	拡幅
		旧	四・一〇 八・二〇	五六・二〇	